

# 会 議 録

## 1 会議名

平成28年度 第8回金谷区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域協議会会長会議について（公開）

(2) まちづくりを話し合う会の実施方法について（公開）

(3) 地域活動支援事業募集要項及び審査採択の基本的なルールについて（公開）

## 3 開催日時

平成28年11月16日（水） 午後6時27分から午後8時00分まで

## 4 開催場所

上正善寺集落開発センター

## 5 傍聴人の数

26人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：高宮宏一(会長)、川住健作(副会長)、村田敏昭(副会長)、伊崎博幸、石野伸二、伊藤三重子、牛木喜九、桑山敏男、齋藤邦博、高橋敏光、竹内恵市、土屋博幸、永野起男、西条聖士、山口茂幸、吉村清正
- ・事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、槇島係長、小林主事

## 8 発言の内容

### 【小林主事】

- ・16名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は高宮会長が務めることを報告

### 【高宮会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：伊崎委員、吉村委員に依頼

**【石野委員】**

議題に入る前に1つ報告したい。議事録に載せなくてもいいと思うが、前々回の「金谷区の地域課題について」の議題の中で話し合った際に、南葉キャンプ場の携帯電話が通じないという課題が出ていたため確認を取ったところ、来年度にNTTで光回線化するということがほぼ決まったということである。費用はNTTが負担するという話である。また、市の農林水産整備課が、平成30年度以降にWi-Fiの基地を設置することで検討することになりそうである。まだ決まった訳ではないが、このようなことがあったため、報告する。

—次第2 議題等の確認—

**【高宮会長】**

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

**【佐藤センター長】**

資料により説明。

**【高宮会長】**

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

—次第3 報告（1）地域協議会会長会議について—

**【高宮会長】**

次第3 報告（1）「地域協議会会長会議について」に入る。

11月7日に地域協議会会長会議が開かれ、私が出席したので報告する。

内容について、当日配布資料No.1により説明。

**【石野委員】**

地域活動支援事業について、来年度から変更になる点はどこか。

**【高宮会長】**

変更点はない。平成28年度と同じである。

事務局に補足説明を求める。

**【佐藤センター長】**

意見交換会で出た意見について報告する。

- ・ Aグループ、「地域の声を聞いているか」という問いかけに対し、どこの協議会も町内会や団体、協議会等と行っている、地域に出てテーマを見つけることが大切である、などの意見
- ・ Bグループ、春に行った委員研修はもう少し時間をかけて欲しかった、地域に向いて意見を聞くべき、PTAの保護者など若い人の意見が大事、などの意見
- ・ Cグループ、地域活動支援事業の活用と役割、自主的審議事項への取組について意見交換し、自主的審議事項について地域に格差があり共通課題の抽出に苦労している、自主的審議の成果が見えづらい、などの意見

**【高宮会長】**

質疑を求めるがなし。

—次第4議題（1）まちづくりを話し合う会の実施方法について—

**【高宮会長】**

次第4議題（1）「まちづくりを話し合う会の実施方法について」、事務局に説明を求める。

**【小林主事】**

資料No.1により説明。

**【高宮会長】**

事務局の説明について質疑を求める。

**【土屋委員】**

1月11日と18日の両日とも委員は参加するのか。

**【小林主事】**

どちらの回も全員参加であるが、進行は各区で分担してもらいたいと考えている。

**【伊崎委員】**

今後、このような住民の方との意見交換が増えてくると思う。事務局から16名全員参加との話があったが、回数が増えれば参加できない委員も出てくると思われるため、今回の意見交換会への出席は、全員ではなく半数や1/3とした方がよいと思う。意見交換は話を聞くのがメインであり、我々がその案を解決するという立場でもない。意見を聞くだけであれば、そんなに人数はいらないと思う。

【高宮会長】

事務局に説明を求める。

【小林主事】

資料で示したのは案であるため、委員の協議により決めていただきたい。

【高宮会長】

先般、直江津区の意見交換会に参加したが、地域協議会委員は全員出席しているようだった。地域の課題について意見を出し合うため、全員参加が望ましいと思う。

委員は、自分の住んでいる地区周辺だけでなく、金谷区全体のことを把握してほしい。文書になったものを読むこともできるが、直接聞くことが大切だと思う。

【齋藤委員】

会長から直江津区の意見交換会の話があったが、市は各区の地域協議会にこういうことを取り組んでもらいたいのか。あるいは事務局と正副会長で発案したのか。

【高宮会長】

前回の会議で、住民の話を聞きたいとの意見が出たためである。

直江津区の意見交換会は、行って聞くだけだった。

【齋藤委員】

金谷区だけの話か。

【高宮会長】

そうである。金谷区はエリアが広いため、皆で意見を共有しようというところから出てきた意見である。

【高橋委員】

地域の課題について、前回、前々回と委員で協議しているが、その話がまだ終結していないのに、また新たな意見を聞くというのはまずいのではないか。現在出て

いる意見がある程度解決してからのほうがよい。意見ばかりどんどん聞いても、それを整理できるのか。意見ばかり聞いても、入れ物である地域協議会が満杯になったらどうにもならない。やるのはよいが、時期を遅らせるべきである。

**【高宮会長】**

前回の会議では、詳細は正副会長と事務局で検討することで話が終わっていたと思う。

**【村田副会長】**

委員の目線や知識だけではなく、例えば子どもたちの面倒を見ている育成会やPTA等の意見を聞き、まちづくりへ反映していきたいということが、第7回の会議で話し合われたかと思う。高橋委員が言われるように、委員の意見は既に集約され協議されているが、それは私たち地域協議会委員としての意見であり、それとは別の視野、目線の意見を吸い上げて聞いてみることになったと思う。そこから、PTAや育成会、女性の意見も聞き、金谷区のよりよいまちづくりへ進めて行こうとなった。大きな話になってしまうかもしれないが、今までそういったことは取り組んでいなかったため、今回新たなステージに進むということで、第7回の会議では意見が集約されたかと思う。

**【高橋委員】**

それは承知しているが、時期をずらした方がよいのではないか。

**【村田副会長】**

1月の開催を変えるということか。

**【高橋委員】**

そのとおり。委員が出した課題が全部解決していればよいが、毎回中途半端で終わっているため何1つ解決していない。さらに住民から出た意見を抱えてしまうと具合が悪いため、委員が出した課題をもう少し煮詰めるために、開催時期を遅らせた方がよいという話である。反対ではない。これ自体はよいことである。

**【村田副会長】**

今年度中に金谷区の意見を取りまとめたいと考えたため、1月に意見を聞き、2月に集約し、3月に持っていききたいと、1月の開催を設定した。1月に1回、2月

に1回と遅らせてもよいが、3月中には何かしらの提案をしたい。

**【高橋委員】**

市への要望や意見は、ほとんどが10月で締め切っているため、ただ提出するだけで終わってしまう。それでは議会など何もかからないで終わってしまう。

**【村田副会長】**

これは議会にかかるものではないのではないかと。

**【佐藤センター長】**

自主的審議については特に期限はなく、議会にかけるものでもない。まとまった段階で市へ意見書を出すことになる。

**【石野委員】**

1月に意見交換を行うことにより、来年4月からの地域活動支援事業、まちづくりに関する地域の活動の応募を促すこともできるため、早いタイミングがよいのではないかと。

**【村田副会長】**

他にも、3月になるとPTAや学校側で役員の改選などいろいろある。それも踏まえての1月開催だと理解してほしい。1月に2回やるのは詰めすぎだということであれば、2月初旬に延ばすという考え方もある。

**【高宮会長】**

意見を聞いても、自主的審議に持っていけるものが出るかどうかは分からない。平成29年度に必ず意見書を提出するというわけではない。考えていることを聞くのが目的である。

**【高橋委員】**

案のとおりでよい。

**【桑山委員】**

町内会長は出席するのか。PTAと子ども会が対象になっているが、やはり町内のことは町内会長が一番知っていると思う。

**【高宮会長】**

誰を対象とするかは、正副会長と事務局で話し合った結果、若者、働いている人、

子育て世代、活動団体、町内会、金谷区の農家という分類の中では、今回は各学校のPTA等がよいと決めた。他の地域協議会では、町内会長や振興協議会との意見交換も行われている。今後そういう方々とも意見交換をしていくが、とりあえず今回はPTAや子ども会と意見交換をしたい。今回で終わりではない。

【伊崎委員】

案内のチラシは事務局で作成するのか。

【高宮会長】

正副会長と事務局で作成する。

【伊崎委員】

市議会議員との意見交換会や市長とのキャッチボールトークなど、市が主催する会の募集チラシを見ると、「若者・ママさん大歓迎」というようなうたい文句はあるが、使われている写真は年配の方との意見交換の写真だったりする。それを見ても若者は来ないと思うため、イラストを入れるなど、若者が参加しやすいようなイメージのチラシを作ってほしい。

【高宮会長】

検討する。

資料No.1のとおり「まちづくりを話し合う会」を実施することとしてよいか諮り、委員全員の了承を得る。

案内、チラシの作成と、PTA、子ども会への参加依頼は、正副会長と事務局に一任とする。

一次第4議題(2)地域活動支援事業募集要項及び審査採択の基本的なルールについて一

【高宮会長】

次第4議題(2)「地域活動支援事業募集要項及び審査採択の基本的なルールについて」、事務局に説明を求める。

【小林主事】

資料No.2、3により説明。

**【高宮会長】**

事務局の説明のとおり、今回は前回の募集要項に関する意見の続きと、審査採択の基本的なルールに関する意見について協議したい。前回と同様、改正案に反映するかどうかを上から順に協議し、挙手により採決したい。

資料No.2の①No.5の意見について、齋藤委員に説明を求める。

**【齋藤委員】**

現在の募集要項は、紙いっぱい文字が羅列してあるため、中身が硬く、理解しにくい上に見にくいと感じている。皆さんが提案を出しやすいよう、見やすい募集要項にしてほしい。イラストではなくても、事例の絵や写真などを入れ、初めて見る人たちや提案を考える方の参考になるよう、導入部分で工夫があるとよい。全体的に分かりやすく、見やすく、関心を持ってもらえるような募集要項がよい。

**【高宮会長】**

募集要項を全戸配布するほかに、事務局で説明会を開く。質問や意見交換の場もある。そこは堅苦しいものではないと思う。上昭和町では、説明会に参加するよう町内の役員会で呼びかけをしている。そういうことを徹底すれば、申し込む方の理解が深まるのではないかと思う。

**【齋藤委員】**

募集要項は案内書であるため、最初から硬いものだと理解できない。理解しやすいような内容にしてほしい。説明会で説明する時は、イラストはなくても結構である。募集要項の他に、一般の皆さんに広く周知して関心を持ってもらうためのチラシやパンフレット等を作成してもよいのではないかと考えている。

**【石野委員】**

過去のよい事例を分かりやすく紹介できればよい。イラストを描くのは大変だと思うため、写真を貼ればよい。

**【高宮会長】**

①No.5の意見について、修正案に反映することでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

①No.6の意見について、高橋委員に説明を求める。



**【高橋委員】**

基本審査の審査項目の中に公益性があるが、1町内だけでは公益性に欠けると思  
い提案した。

**【吉村委員】**

同感である。

**【石野委員】**

対象範囲はどう判断するのか。例えば、1つの子ども会がその町内だけで行う事  
業の場合、1町内に過ぎないので却下になると思う。文章として載せる必要がある  
のか。

**【村田副会長】**

文言を載せなくてよいと思う。審査の際に判断すればよい。地域活動支援事業は、  
町内の事業ではなく、広域に効果が及ぶものだと理解している。審査の際に公益性  
について判断するため、1町内だけの事業か、他の町内にも効果がある事業かを各  
委員が判断すればよい。高橋委員の意見はもっともだと思うが、募集要項には書か  
なくてよいと思う。

**【石野委員】**

町内会ではない団体の場合はどうなるか。例えば、その団体の構成員が複数町内  
にまたがっていれば、1町内ではないためよいとなるのか。なので、私も募集要項  
には記載せず、審査で各委員が判断すればよいと思う。

**【西条委員】**

決まりを作ると抜け道を考える人が出てくる。審査基準の中の1つとして表に出  
さず、各委員が判断するので良いと思う。

**【齋藤委員】**

これは全区共通か、金谷区だけか。

**【高宮会長】**

金谷区だけである。

**【村田副会長】**

基本的に1つの町内だけで行う事業は公益性がないというのが原則だと聞いて

いる。提案者は、改めて言われなくても、1町内単位では駄目だと承知しており、金谷区全域や、南部、中部、北部程度の範囲に効果がある事業を考えて提案するはずである。そのような原則を改めて記さなくてもよいのではないか。

**【高宮会長】**

①No.6の意見について改正案に反映しないことでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

①No.7の意見について、山口委員から説明を求める。

**【山口委員】**

No.6の意見と類似しており、先ほど出た意見のとおりだと思う。1町内会だけにメリットがある事業は、受付の段階で対象外だとしてほしい。対象外の事業を審査する必要はない。

**【高橋委員】**

備品の購入といっても、事業に必要な備品であれば対象外ではないと思う。備品の購入だけであれば駄目だが、何かをするためにどうしても必要という備品はよいと思う。

**【山口委員】**

これは備品購入だけの事業の話である。例えば、金管楽器の更新は地域の広い範囲に効果があるためよいが、町内会で購入する血圧測定計やカーブミラーのほか、防災用のトランシーバーなどは、最初から対象外にしてほしい。多岐に渡って必要なものは、提案書にそう書けばよい。

**【高宮会長】**

上昭和町のこどもの家にAEDを設置した。こどもの家には、上昭和町の子どもだけでなく、近隣の町内会の子どもも遊びに来ている。また、周辺にAEDを設置している所はあるのか。例えば、学校や幼稚園には設置されているが、夜は利用できない。なので、町内会所有のAEDだが、1町内だけの利益にはならないと思う。

提案者は、特定地域の利便性だけではないと考えて提案しているが、町内の備品だと判断する委員はいると思う。これも先ほどと同様、審査の際に判断して点数を付ければよいと思う。文章にして載せるのは難しいと思う。

【西条委員】

事業で連絡を取り合うためにトランシーバーが必要だと言われたらどうするか。

【高宮会長】

この意見については、募集要項には載せなくてよいと思う。

【村田副会長】

事務局では、受付の際にそういうことを確認、指導しているのか。受付をする事務局の見解を聞きたい。

【佐藤センター長】

事務局では判断が難しいものも出てくると思うため、協議会に判断を委ねることになる。事務局では、明らかなものでない限り受けざるを得ない。

【高宮会長】

①No.7の意見について改正案に反映するか採決を行い、賛成がなく反映しないことに決する。

【高橋委員】

載せないというのは、募集要項のことか。

【高宮会長】

そうである。

【高橋委員】

募集要項ではなくて、採択のルールに関する意見を協議しているのではないか。

【高宮会長】

今は募集要項について協議している。

【高橋委員】

なので、募集要項に書かないでよいと思う。

【高宮会長】

①No.8の意見について、石野委員に説明を求める。

【石野委員】

市で統一されているとのことから、どうしようもない。

【高宮会長】

①No. 8 の意見を改正案に反映するか採決を行い、全員の反対により改正案に反映しないことに決する。

①No. 9 の意見に入る。

**【山口委員】**

共通審査における審査項目ごとの採点は、全体的な雰囲気や点数を付けているが、1つの視点に該当すれば1点を付けるようにできれば、5項目全てに該当すれば5点、3項目に該当すれば3点となり、明確に採点できるようになる。

**【石野委員】**

この意見は、「②審査・採択のルールについて」の意見にも関わるため、まとめて協議し決める方がいいと思う。

**【高橋委員】**

募集要項についての意見ではないのか。

**【高宮会長】**

募集要項についての意見である。

**【石野委員】**

①No. 9 は審査・採択のルールについての意見である。

**【高宮会長】**

募集要項についての意見である。

**【石野委員】**

①No. 9 の内容は、募集要項には書かない。

**【高橋委員】**

①No. 9、①No. 10 は募集要項についての意見ではない。審査・採択のルールについての意見である。

**【高宮会長】**

①No. 9 は、「②審査・採択のルールについて」の意見とあわせて協議とする。

**【石野委員】**

①No. 10 は審査・採択のルールについての意見ではない。

**【高宮会長】**

①No.10の意見に入る。

**【石野委員】**

募集要項の中で、公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目について、それぞれ審査の視点が具体的に書かれているが、この5項目に対して提案する活動がどうあてはまるかを提案書の中に書いてほしい。今まではそれがなかったはずである。委員はこの5項目について審査するため、5項目に対する提案者の考えを提案の段階で記載してもらいたい必要があるのではないか。

**【竹内委員】**

既に募集要項の3ページ目に載っている。

**【石野委員】**

5項目に対する提案者の考えを、提案書に記載してほしいということである。

**【高橋委員】**

5項目に該当するかは、申請書に書くはずである。

**【榎島係長】**

提案書には、優先して採択する事業のどれに該当するかを書くが、今議論している共通審査項目との関係は書かない。

**【石野委員】**

委員が審査するこの5項目について、提案者がそれぞれの活動においてどう考えるかを提案書に書けるようにしてほしい。それに対して委員が審査する。

**【山口委員】**

プレゼンテーションの中でそれは言っている。

**【石野委員】**

5項目全部は言っていない。

**【山口委員】**

言っていないものは該当しないのではないかと。

**【石野委員】**

だから提案時にそれを書いてほしい。この活動はどのような点で公益性があるのか、それを書いてもらう。

**【川住副会長】**

確かに5項目について提案書に書いてあると、審査しやすいし点数も付けやすい。そういう利点があるからよいことではないか。

**【石野委員】**

提案者が「この項目は該当しません」と書いたら、それで仕方がないだろうし、それを私たちがどう判断するか。

**【川住副会長】**

提案書には書かれるだろうが、分けて書いてあると審査しやすい。

**【石野委員】**

公平に審査するのであれば、そういう部分を見ないと個人の視点だけになってしまう。

**【川住副会長】**

それができるのか事務局に聞きたい。

**【榎島係長】**

提案書の様式は変更できないが、別紙で提案者による自己採点のようなものを付けてもらうことは可能かと考えている。あわせて募集要項には、共通審査項目について提案時に提案者から自己採点をしていただく旨を記載することで考えている。

**【高宮会長】**

①No.10について、改正案に反映するか採決を行ったところ、賛成12人で過半数に達したため、改正案に反映することと決する。

**【土屋委員】**

今年度初めて審査を行ったが、プレゼンテーションを聞いてすぐの採点だったため、点数の付け方が正しかったかどうか後で判断できるとよかった。審査の経験のある委員はよいが、新人の委員の場合、事前に説明があるとよい。

**【石野委員】**

それについては、次の「②審査・採択のルールについて」の意見にある程度書いてある。

**【土屋委員】**

分かった。

**【高宮会長】**

事業提案に関する資料が前もって委員に送付される。届いた資料は一読されていると思うが、それを見るだけではなく、現地を見るのも自分の知識を広げるためにはよいのではないか。土屋委員は今一生懸命取り組んでいると思う。自分の目で確認する、見てみる、動いてみるというのを実践すれば、地域協議会が地域に浸透するのではないかと思う。大変だとは思いますが宜しくお願いしたい。

「①募集要項について」の意見は、一部「②審査・採点のルールについて」で協議とするものを除き、以上で協議終了としてよいか諮り、委員全員の了承を得る。

②No.1の意見について、提案者に説明を求める。

**【石野委員】**

委員が提案書の内容を事前に見て、プレゼンテーションの前に全体でチェックし、分からない部分やおかしい部分があれば、追加資料の提出を提案者に求められるようにしたらどうかということである。

**【吉村委員】**

事前に提案書に目を通してよく考えてくるのは必要だと思うが、プレゼンテーションの前に全体で協議してしまうと、そこで統一見解を持ってしまう。それはよくないと思う。

**【石野委員】**

プレゼンテーションをするかどうかにも検討する必要がある。高田区のようにプレゼンテーションをしない区もある。

**【吉村委員】**

プレゼンテーションをすれば、事前に統一見解を持ってしまうのはよくないと思う。

**【石野委員】**

おかしな点があれば、今年度の場合はプレゼンテーションで聞くことができた。もしプレゼンテーションをやらない場合、別の手段でそれを聞く必要がある。

**【高宮会長】**

提案事業の審査方法については、「上越市地域協議会委員手引き」に「提案者とのヒアリングやプレゼンテーション、委員のグループ討議を導入している区もあるなど」と書いてあることから、地域協議会に任されている。ただ、事前に話し合うと、どうしてもあらかじめ決めてしまうことになるため、金谷区では今までしなかったと思う。日数もかかる。

**【石野委員】**

日数はかかってもよいのではないか。採択が6月末になっても事業は4月1日から行える。4月末で提出を締め切った後に、提案書を見て、会長の意見のように事前に自分の足で見に行き、追加資料が必要なものがあれば事務局に連絡するという形がよい。全員で協議する必要はない。

**【高宮会長】**

2つの意見が出たが、採決を取るか。

**【石野委員】**

どれがよいという正解はない。

①No.10の意見による資料添付は来年度から初めて行うため、その結果次第である。

**【西条委員】**

次年度にやった評価がどうなるか。とりあえず先送りがよいのではないか。

**【石野委員】**

次年度に検討することでよい。

**【高宮会長】**

②No.1の意見について、次年度に改めて検討することについて挙手を求め、賛成15人の過半数により、次年度に改めて検討することに決する。

②No.2の意見について、提案者に説明を求める。

**【石野委員】**

土屋委員から意見が出たが、プレゼンテーションを聞いてその場で審査するのはどうなのか。2日間というのは、2回に分けてという意味である。プレゼンテーションが終わってすぐ審査するのではなく、審査の前に聞いた結果を全体で話し合っ



てはどうかと思い、提案した。

**【山口委員】**

この2日間というのは、1回目に予行演習のようなものを行い、その結果を踏まえ本物の審査を2回目にやるのか。

**【石野委員】**

それでもよい。今はプレゼンテーションが終わると紙が配られてすぐ審査になるが、その前に話し合っはどうかということである。

**【山口委員】**

だが、委員は事前に提案書の内容を見てくる。会長の意見のように意識のある人は現場を見たり、仲間の委員に声をかけたりして検討してから審査に臨むため、2回に分けて審査するのはどうかと思う。

**【石野委員】**

審査で疑義があり、翌日にその資料の提出を求めた場合、資料をもとに再度審査になると思う。1回だけで審査を完了させるのはどうなのか。ただ、2日間という意味ではない。

**【土屋委員】**

今回は5件だったからあの時間で収まったが、高田区で20件以上提案が出ているように、件数が増えた場合どうするか。

**【山口委員】**

その場合は2日間でもやむを得ない。ただ、今年と同じ5件の審査を2日に分ける必要があるか。

**【高宮会長】**

時間となったため、②No.2の意見は次回以降に結論を延ばしてよいか諮り、委員全員の了承を得る。

—次第5 事務連絡—

**【高宮会長】**

次に、次第5「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

**【佐藤センター長】**

- ・今後の協議会の日程

第9回協議会：12月21日（水）午後3時 福祉交流プラザ第1会議室

まちづくりを話し合う会：1月11日（水）、18日（水）

いずれも午後7時 福祉交流プラザ

第10回協議会：1月25日（水）午後3時 福祉交流プラザ

- ・「地域活動フォーラム」への出欠報告 12月1日（木）締切

**【高宮会長】**

質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課

南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831（直通）

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。